

藤井寺市柏原市学校給食組合設備改善基金条例

昭和 53 年 7 月 22 日
条 例 第 2 号

改正

平成 9 年 2 月 27 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 藤井寺市柏原市学校給食組合設備改善のため積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、学校給食組合会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するために必要な資金に充てるときは、その全額又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。